后川朱公報

令和 6 年 11 月 6 日 (水曜日)

号

外

(第 69 号)

次

告 示

○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監 視製品の指定 (薬事衛生課) ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指 定薬物の指定 (同)

告示

石川県告示第398号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和6年11月6日

石川県知事 馳

浩

- 1 知事監視製品を特定できる情報
- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Science ANAL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY MILK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「hole in love」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「KATANA 一刀両断」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「HELL BREATH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「DIAMOND 牙鬼」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「THE Ultra Voltage HAZY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Spice INAZUMA MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「AMSTER DAM MASTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「THE H」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「PLAY GIRL EX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「YAMAN SHAMAN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの (「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧 に供する。)
- 2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和6年11月7日

石川県告示第399号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和6年11月6日

石川県知事 馳

浩

- 1 知事指定薬物の名称
 - (1) N, N-ジェチル-2-{2-[(4-フルオロフェニル)メチル] -5-ニトロ-1H-ベング [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類
 - (2) N, N-ジエチル-2-{2-[(4-メトキシフェニル) メチル] -1 H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類
 - (3) 1-(ベンゾ [d][1, 3]ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2-(ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類
 - (4) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-ブロモ-1-ペンチル-1H- インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類
- 2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の 作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日 令和6年11月7日

(1箇月2,350円送料とも)